

消費税軽減税率等説明会

平成31(2019年)年10月1日(火)から、消費税及び地方消費税は10%に引き上げられると同時に、消費税軽減税率が導入される予定です。

軽減税率制度が実施されることにより、事業者の方は次のような準備が必要となります。

- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
- 軽減税率の対象品目の売上や仕入れがないか確認する。
- 売り上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記載する。
- 複数税率に対応したレジやシステム等の準備をする。

つきましては、軽減税率制度の理解を深めていただくために、消費税軽減税率等説明会を開催いたしますので、ぜひご出席くださるようお願い申し上げます。

日 時：平成31年1月15日(火) 18:00～
会 場：中札内村商工会 2階 会議室
対 象：商工会員・小規模事業者
受 講：無 料
講 師：帯広税務署
申 込：平成31年1月11日(金) 申込締切

下記へご記入いただき、FAX 68-3643 までご返信ください。

*複数の受講も可能です

消費税軽減税率等説明会参加申込書

氏 名	事業所名	備考

問い合わせ先：中札内村商工会 67-2204